

## 船橋市消費者安全確保地域協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項の規定に基づき、全ての市民の消費者被害の未然防止・早期発見及び拡大防止等、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことにより、全ての市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的として設置する消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 見守り等の取組全般についての方針決定及び見直し
- (2) 見守りネットワークの管理
- (3) 見守り等の取り組みに有用な情報の共有
- (4) 見守り等の取り組みにおいて把握した情報の管理
- (5) その他、消費者被害防止のため、必要と認められる活動を行うこと

### (消費者見守りネットワーク)

第3条 前条の目的を達成するため、消費者見守りネットワークを組織する。

### (組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命するものとする。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が委嘱当時の職を離れたときは、解任されたものとし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 必要があると認めるときは、協議会の議事において、委員の追加を図ることができる。

### (役員)

第5条 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(災害補償)

第7条 協議会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定を準用する。

(秘密保持義務)

第8条 協議会の委員は、会議並びに協議会の活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、経済部消費生活センターにおいて処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正前の規定に基づいた委員の任期は、改正後の規定による委員の任期に読み替える。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月12日から施行する。

(別表) 第4条関係

船橋市自治会連合協議会	代表
船橋市自治会連合協議会	〃
船橋市民生児童委員協議会	代表
船橋市老人クラブ連合会	代表
船橋市PTA連合会	代表
船橋在宅医療ひまわりネットワーク	代表
社会福祉法人船橋市社会福祉協議会	代表
船橋警察署生活安全課	課長
船橋東警察署生活安全課	課長
千葉県弁護士会	代表
千葉県弁護士会	〃
千葉県弁護士会	〃
船橋市保健と福祉の総合相談窓口 さーくる	代表
船橋市市民生活部市民安全推進課	課長
船橋市福祉サービス部福祉政策課	課長
船橋市福祉サービス部地域福祉課	課長
船橋市高齢者福祉部高齢者福祉課	課長
船橋市高齢者福祉部地域包括ケア推進課	課長
船橋市教育委員会学校教育部保健体育課児童・生徒防犯安全対策室	室長
船橋市教育委員会生涯学習部青少年課	課長
船橋市経済部	部長
船橋市経済部消費生活センター	消費生活相談員